

## (8). 自動車の所有者が死亡したとき

### (1) 相続

- ① 民法の相続に関する規定が適用される。
- ② 所有者の死亡と同時に相続人全員の共有財産となる。
- ③ 相続の申請は移転登録申請となる。

### (2) 相続人

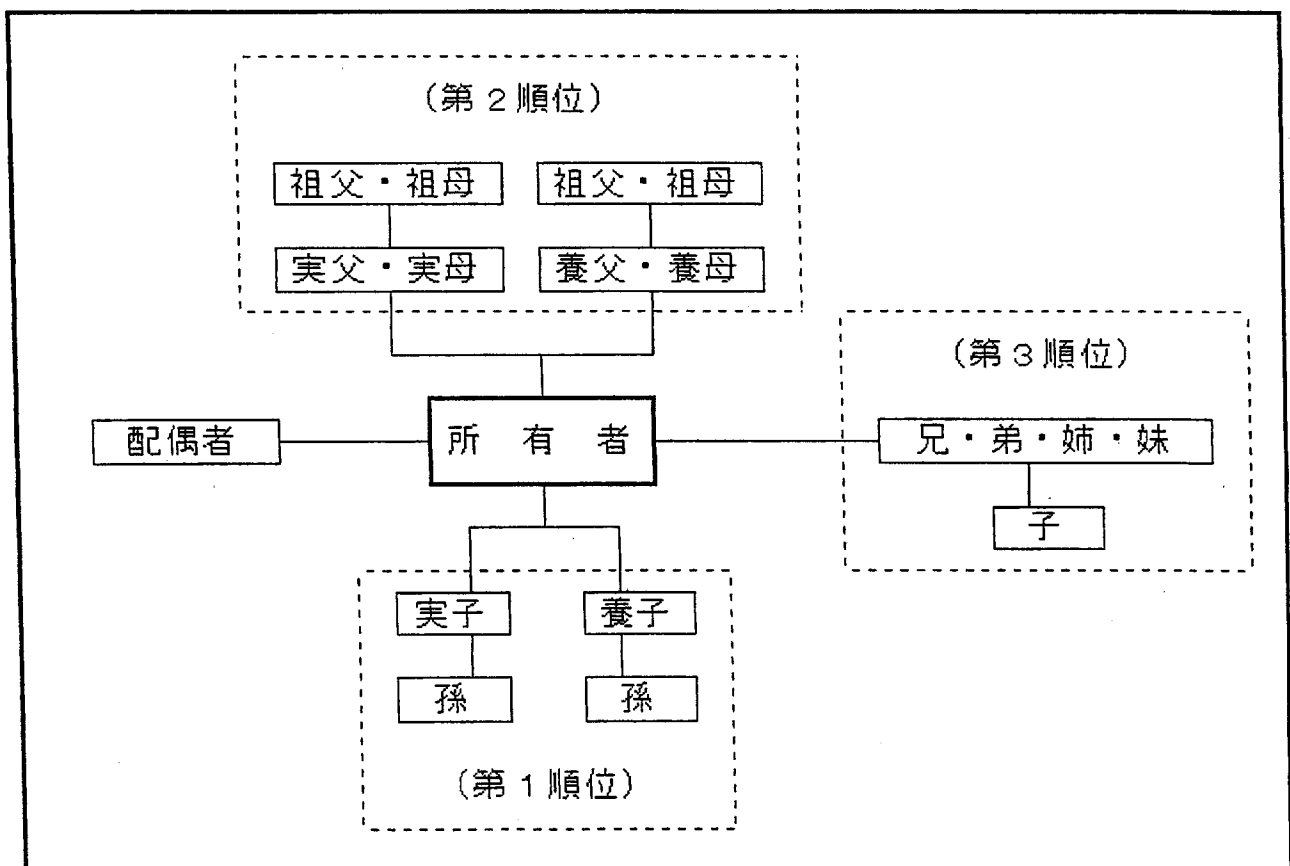
#### ① 相続順位

第1順位……子(子が相続開始以前に死亡しているときは孫、以下親等の近い直系卑属に代襲)

第2順位……父母(父母が死亡しているときは祖父母以上の親等の近い直系尊属)

第3順位……兄弟姉妹(兄弟姉妹が相続開始以前に死亡しているときはその子)

- ② 所有者が死亡したときの配偶者は、いずれの時も相続人となる。



【注】1. 順位は該当する者がいないときに次の順位に移る。

2. 養子縁組による養親・養子は相続の順位に従って相続人となる。

(3) 必要書類

① 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書(被相続人の死亡確認できるもの)

※②のうち、ア)を添付した場合は全ての相続人が確認できるもの、カ)を添付した場合は被相続人の死亡と申請相続人の確認できるもの。

② 次のいずれかのもの

ア)相続人全員の実印を押印した遺産分割協議書

※相続人のうち相続放棄をした者がいる場合、相続放棄の申述をした旨の家庭裁判所の受理証明書が必要

イ)遺言書(公正証書による遺言以外は家庭裁判所による検認済のもの)

ウ)遺産分割に関する調停調書

エ)遺産分割に関する審判書(確定証明書付)

オ)判決謄本(確定証明書付)

カ)申請人である相続人の実印を押印した遺産分割協議成立申立書

※相続する自動車が100万円以下であることを確認できる査定証又は査定価格を確認できる資料等を添付した場合に限る

③ 申請相続人の印鑑証明書

④ 申請相続人の委任状

⑤ 車庫証明書(使用の本拠の位置が変更になる場合)

【注】 戸籍謄本で相続人を確認するときには、戸籍の改製により相続人から欠落している者がいないか等、次の点に特に注意して確認が必要

① 離婚の事実はないか。

② 子の続柄や名字はつながっているか。

③ 養子あるいは養親はいないか。

④ 死亡している者はいないか。

(4) 家庭裁判所で特別代理人の選任を必要とするケース

i 相続人の中に未成年者がいて、相続に伴う移転登録申請の後に相続人の内の1人に名義変更をするときに次のケースがあるとき

(ケースA)親権者に名義変更するとき

(ケースB)複数の未成年者がいて、その内の1人に名義変更するとき

ii 民法第826条「親権者と子の利益相反行為」が適用される。

iii 特別代理人は、

(ケースAのとき)利益相反となる未成年者

(ケースBのとき)利益相反となる他の未成年者 } に代わって申請を行う。

iv 必要書類

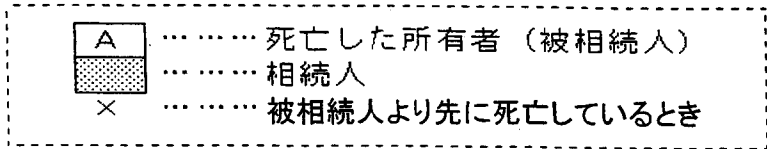
(ア)特別代理人選任の「審判書」の謄本

(イ)特別代理人の譲渡証明書

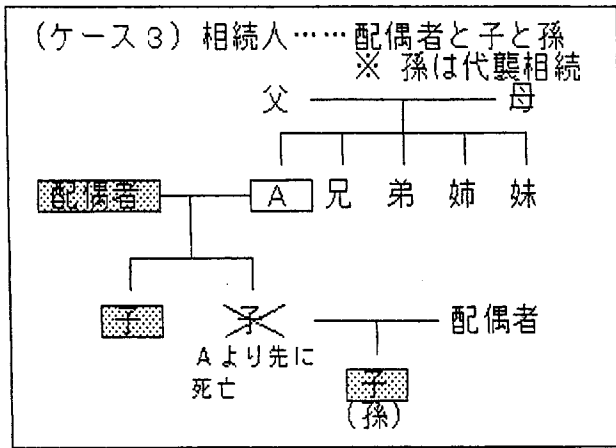
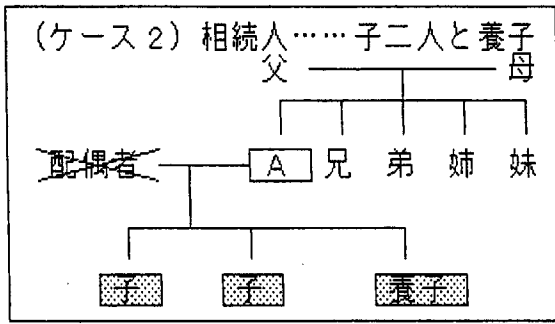
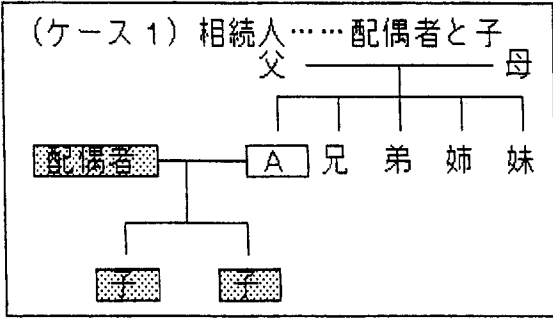
(ウ)特別代理人の印鑑証明書

(エ)特別代理人の委任状

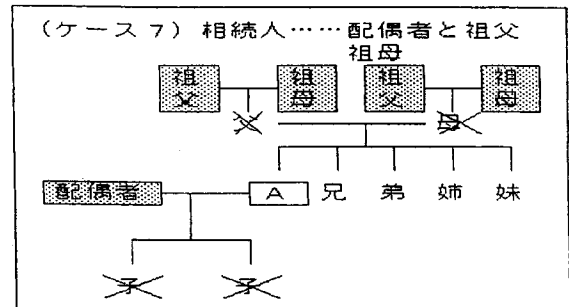
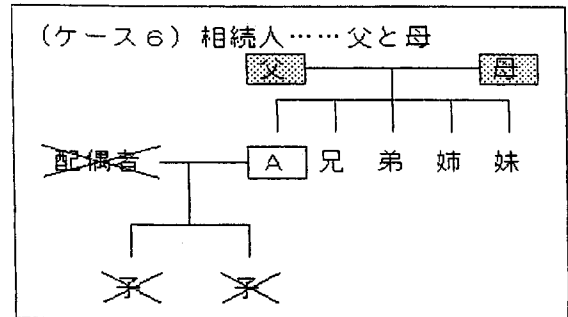
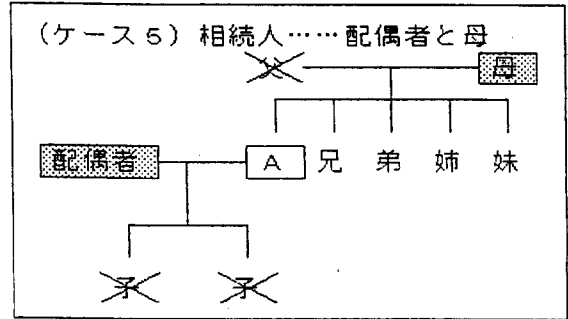
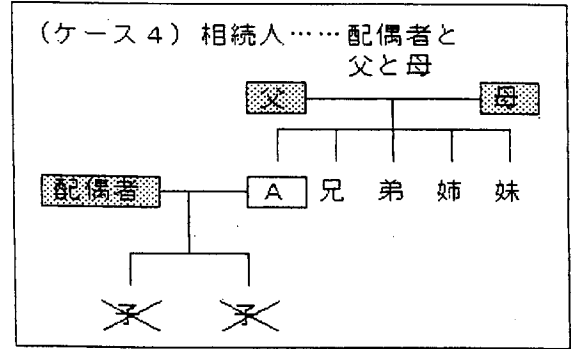
(5) ケース別相続人の範囲



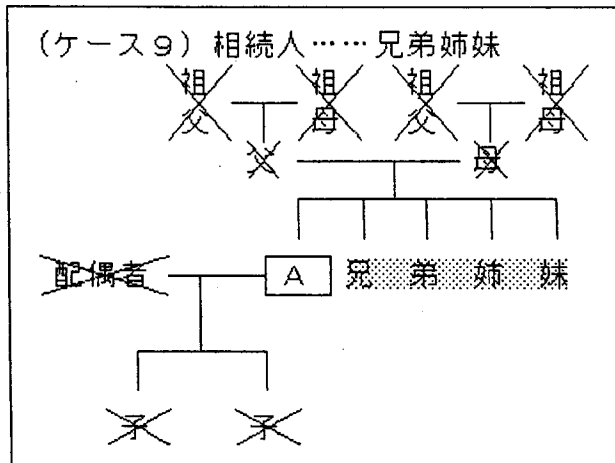
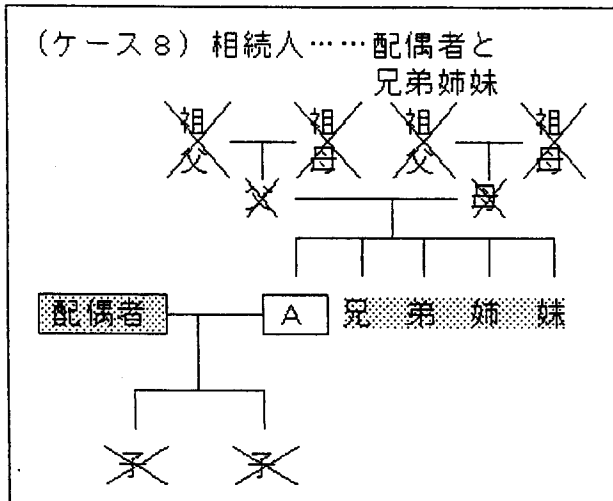
(第1順位の相続)



(第2順位の相続)



(第3順位の相続)



※相続人不存在で移転登録をするとき。

- ・家庭裁判所による相続財産管理人選任審判書
- ・裁判所の許可証
- ・財産管理人の印鑑証明書（3ヶ月以内）  
が必要となる。

お亡くなりになられた所有者の方と  
亡くなられた年月日をご記入下さい。

遺産分割協議書

平成 19 年 7 月 1 日 所有者

運輸 良雄

の死亡により相続を開始し、相続人全員で遺産分割協議を

運輸 次郎

行なった結果、次の自動車  
が相続することに協議が成立しました。

相続される方を  
ご記入下さい。

自動車登録番号  
品川 335 ○ 9876

車台番号  
A-987654321

車検証記載の項目を  
ご記入下さい。

平成 19 年 8 月 1 日

相続人

住所 運輸 次郎

氏名 東京都世田谷区.....



住所 運輸 四郎

氏名 東京都足立区.....



住所 運輸 花子

氏名 東京都世田谷区.....



住所 川崎 良子

氏名 神奈川県横浜市.....



住所

氏名

住所

氏名



記入を行った日付と相続人をご記入下さい。  
また、相続人の実印の押印も必要です。